

川越市肥料価格高騰対策支援金交付要綱

令和 7 年 8 月 2 0 日 決 裁

（目的）

第 1 条 この要綱は、肥料価格の高騰により厳しい経営環境にある農業者等に対し、川越市肥料価格高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付することにより、経営の安定と地域農業の持続的な発展を図ることを目的とする。

2 前項の補助金の交付に関しては、川越市補助金等の交付手続等に関する規則（昭和 5 4 年規則第 9 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に規定する用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 農家世帯

川越市農業委員会（以下「農業委員会」という。）が管理する令和 7 年 7 月 2 3 日時点の農地台帳（以下「農地台帳」という。）に登載されている世帯をいう。

(2) 肥料

農業に使用することを目的とした、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 2 7 号）第 2 条第 1 項に規定する肥料をいう。

(3) 購入

支払が完了したものをいう。

(4) 水稻次期作

令和 8 年 4 月から 6 月までに作付けされる水稻をいう。

（交付対象者）

第 3 条 支援金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、次の全てを満たす者とする。

(1) 市内に住所を有する農家世帯員または市内に本店所在地を置

く法人。ただし、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）の許可等を受けて、農地を所有、賃借、使用貸借している農地法第 2 条第 3 項に規定する農地所有適格法人または農地所有適格法人以外で農地法第 6 条第 1 項または同法第 6 条の 2 第 1 項に基づき農業委員会に令和 6 年度分の事業の状況報告等を行った法人に限る。

(2) 市内の農地で耕作を行い、生産した農産物を販売または出荷していること。

(3) 農地台帳に登録された農家世帯員または法人であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、交付対象者としなない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団に係る者。

(2) 川越市税条例（昭和 29 年条例第 19 号）第 3 条に規定する市税の滞納があるとき。

（対象肥料）

第 4 条 支援金の交付対象となる肥料は、次の各号の全てを満たすものとする。

(1) 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 1 月 31 日までに購入した肥料であること。

(2) 令和 7 年度中に使用する目的で購入されたものであること。

ただし、水稻に使用する目的で購入した肥料に限っては、水稻次期作のために使用するものも対象とする。なお、水稻に使用する目的で購入した肥料については、今期作分と次期作分を併せて申請することは認められない。

(3) 農業用として適切に使用されるものであること。

（支援金の額）

第 5 条 交付する支援金の額は、対象肥料購入費の 3 分の 1 以内とする。また、消費税額は対象外とし、交付申請（請求）額の合計に 100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。なお、1 農家世帯または 1 法人あたりの補助限度額は 10 万円

とする。

- 2 交付額の算出にあたっては、購入に係る領収書等の写しにより確認できる額とする。

(申請及び請求)

第6条 規則第4条第1項の規定による申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

- 2 規則第4条第2項第5号に規定する市長が定める事項に係る添付書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 肥料購入に係る領収書等で、肥料名称、数量、購入金額、支払日が確認できる書類の写し。

- (2) 出荷伝票等、販売・出荷していることが確認できる書類の写し。

- (3) 通帳（口座情報が確認できる箇所）の写し。

- (4) その他市長が必要と認める書類。

- 3 第1項の申請書の提出があったときは、規則第13条第2項の規定に基づき、実績報告書及びその添付書類の提出を省略できることとする。この場合において、規則第13条第1項の規定による実績報告は、申請書及び前項に規定する書類の提出をもってされたものとみなす。

- 4 支援金の振込口座は、申請者名義の口座とする。

- 5 法人の申請者は代表者とする。また、支援金の振込口座は、法人名義の口座とする。

- 6 申請は、1農家世帯または1法人あたり1回とする。

- 7 規則第4条第2項第1号から第4号までに規定する書類は、添付することを要しない。

(申請期間)

第7条 支援金の申請期間は、令和7年9月1日から令和8年2月10日（消印有効）までとする。

(交付決定の通知)

第8条 市長は、第6条第1項及び第2項の規定による申請があったときは、内容を審査の上支援金の交付の可否を決定し、申請者に通

知するものとする。

2 規則第7条第1項及び第2項の通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

3 規則第6条第2項の規定により付する支援金の交付条件は、次のとおりとする。

(1) 市から検査・報告等の措置を求められた場合、これに応じること。

(支援金の交付)

第9条 市長は、前条により交付決定したときは、速やかに申請者に支援金を交付するものとする。

(交付決定の取消)

第10条 市長は、偽りその他不正の行為により支援金の交付を受けた者があるときは、第8条の規定による交付決定を取り消し、支援金の全部又は一部を返還させることができる。

(書類の整備等)

第11条 申請者は、本事業にかかる収入、支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入、支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、本事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和7年9月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、支援金の交付を受けた者に係る第8条、第10条及び第11条の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。